

## ガス機器保証サービスの対象外となる不具合の事例

### 【延長保証サービスの対象外となる事由】

1. 次の場合は延長保証サービス対象期間中であっても延長保証サービスの対象とならないものとします。
  - (1) 本商品本体以外の箇所が原因の故障の場合（電線・電源・配管等が原因による故障の場合を含みます。）
  - (2) 取付工事に起因する本商品機器の不具合の場合
  - (3) 当社以外で本商品の修理を依頼された場合
  - (4) 申込書記載の会員情報と相違がある場合及び修理依頼商品が延長保証サービスの対象商品に含まれていない場合
  - (5) 本商品の部品交換を伴わない調整及び手直し修理の範囲に該当する場合（清掃、設定等で完了する場合を含みます。）
  - (6) 電池、フィルター類、パッキン等消耗品の交換である場合。ただし、会員が直接交換を行うことが困難な弁類（減圧弁、圧力弁等）の交換は保証対象とします。
  - (7) 本商品の機能及び使用の際に影響が無い場合（外観の不具合の場合を含みます。）
  - (8) 本商品の通常使用に支障の無い部分で経年劣化の範囲に該当する場合
  - (9) 本商品のメーカーの責に起因した故障又は損傷の場合
  - (10) 本商品に追加で取り付けることが可能な部品・装置の故障若しくは損傷、又は当該追加商品・装置に起因した本商品の故障若しくは損傷の場合
  - (11) お買い上げ後の取り付け場所の移動、落下等によって生じた、本商品の故障又は損傷の場合
  - (12) 一般家庭用以外（業務用の使用、車両や船舶への搭載を含みます。）での使用によって生じた故障、傷、錆、カビ等の場合
  - (13) 直接的、間接的に関わらず、次に掲げる事由によって生じた本商品の故障又は損傷の場合
    - ① 不適切な使用（落下、衝撃、水漏れ、電池漏洩、増設及び改造行為等）又は管理の不備によって生じた本商品の故障、傷、錆、カビ等
    - ② 使用上の誤り（取扱説明書記載以外の使用を含みます。）、又は維持・管理（メーカーが定める定期的清掃等を含みます。）の不備又は改造によって生じた故障
    - ③ 水道法に規定された水質基準に適合した水以外の水（井戸水、温泉水、地下水等を含みます。）の使用によって生じた故障、水漏れ、タンクや配管の腐食等
    - ④ 動物・植物等の外部要因での変質・変色・その他類似の事由によるもの
    - ⑤ 故意・重過失による故障又は損傷
    - ⑥ 火災・落雷・爆発又は外部からの物体の落下・飛来・衝突若しくは倒壊等の偶然かつ外来の事由によるもの
    - ⑦ 地震・津波・噴火・地殻変動・地盤沈下・水害・風害・その他天災ならびにガス害・塩害・公害及び異常電圧によるもの
    - ⑧ 盗難・詐欺・横領又は紛失によるもの
    - ⑨ 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下も同様となります。）又は核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性や爆発性、その他有害な特性又はこれらの特性による事故によるもの
    - ⑩ 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の事変又は暴動によるもの（群衆又は多数の者の集団によって著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態であることによるものを含みます。）
    - ⑪ 住宅又は住宅関連設備の設計・工事・管理にかかる瑕疵・不良・不具合
    - ⑫ 本商品が不適当な設置状態に置かれていたことによるもの
    - ⑬ 法令に基づく点検の際に、不適当と判定された住宅設備について修理又は交換をしなかったことによるもの

- (14) 本商品のメーカーがリコール宣言を行った後のリコールの原因となった部位にかかる本商品の修理の場合
  - (15) 修理のご依頼が、延長保証サービス対象期間の末日後になされた場合
  - (16) 本商品が日本国外に持ち出された場合の日本国外からの修理依頼である場合
  - (17) 本商品の修理を依頼された際、故障内容が再現しない場合、又は本延長保証サービスの対象外の原因による故障であることが判明した場合
  - (18) 不具合、損傷等を原因として損害保険金、損害補償金を受け取られた場合
  - (19) その他前各号に類似する事由の場合
2. 次の場合に発生する費用は保証の対象とならず、原則として本商品の所有者の負担となるものとします。
- (1) 本商品本体以外の機器・付属品の修理・取り付け・撤去に要する費用
  - (2) 本商品を修理するにあたり必要となった壁、床、天井又は構成材等の取り壊しと修復にかかる費用
  - (3) 修理費用の一部又は全部が消耗品の交換である場合における当該消耗品の購入・修理・取り付け・撤去に要する費用
  - (4) 火災保険・動産総合保険等、保険契約等による保険金等により支払われるべき費用又は既に支払われた費用
  - (5) 会員からの修理依頼が虚偽であった場合の出張又は修理にかかるすべての費用
  - (6) 本商品についてメーカーがリコール宣言を行った後に、リコールの原因となった部位にかかる購入・修理・取り付け・撤去に要する費用

#### 【間接損害】

1. 次の損害等については日本海ガスもつとたすかる延長保証サービスの対象とならないものとします。
- (1) 本商品の故障又は損傷に起因して他の財物に生じた故障又は損傷等の損害
  - (2) 本商品の故障又は損傷に起因して、本商品、その他財物が使用出来なかったことによって生じた損害
  - (3) 本商品の故障又は損傷に起因して生じた生命、身体に関する損害（経済的又は精神的損失を含みません。）
  - (4) 前各号に定めるもののほか、本商品自体に生じた損害以外の損害

以上